

熊谷市監査委員公告第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和6年8月27日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 新島一英

# 令和6年度出納室定期監査結果報告書

## 1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象部局等

出納室

### (2) 対象事務

令和5、6年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
  - ① 帳票等と現金は突合しているか
  - ② 必要な帳簿類は整備されているか
- (2) 支出事務
  - ① 必要な手続は行われているか
  - ② 適正な支出となっているか
- (3) 契約事務
  - ① 安易な随意契約を採用していないか
  - ② 契約の履行に問題はないか
  - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか
  - ④ 検査結果通知書等は作成されているか
- (4) 財産管理
  - ① 返納手続をせずに処分していないか
  - ② 備品の登録に漏れはないか
- (5) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

### (1) 収入事務

- ① 現金出納簿
- ② その他の雑入

### (2) 支出事務

- ① 会計業務経費「印刷費」
- ② 会計業務経費「手数料」
- ③ 会計業務経費「委託料」

- (3) 契約事務
  - ① 収入金集計事務業務委託
  - ② 財務会計システムインボイス制度対応業務委託
- (4) 財産管理
  - 備品台帳一覧表
- (5) その他
  - ① 出勤簿
  - ② 準公金関係書類

## 5 監査の実施場所及び期間

- (1) 実施場所
  - 監査委員事務局、出納室、603会議室東
- (2) 監査期間
  - 令和6年6月12日から令和6年7月26日まで

## 6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

- (1) 収入事務
  - 指摘事項なし
- (2) 支出事務
  - 指摘事項なし。
- (3) 契約事務
  - 収入金集計事務業務委託について
    - ア 報告書及び請求書について、実際の収受日と異なる日付で収受されていたので、適正な事務処理を行うべきである。
    - イ 検査結果通知書を通知していなかったため、熊谷市標準委託契約約款第10条及び第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
    - ウ 受注者の現場責任者が定められていなかったため、熊谷市標準委託契約約款第5条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
- (4) 財産管理
  - 指摘事項なし。
- (5) その他
  - 指摘事項なし。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

## 7 意見

### (1) 財務会計システムの適正な運用について

本年4月から財務会計システムの電子決裁・電子審査の運用が開始され、財務関連業務の効率化及びデジタル化の推進が図られた。電子決裁の運用開始に伴い、「財務会計の手引」などのマニュアル改訂及び通知により適正な事務手続の周知等を行っているが、各課事務担当者も不慣れな状況にあることが見受けられる。今後も操作研修を積極的に行うとともに、会計事務の誤りを未然に防ぐため財務会計システム上でのチェック機能を追加するなど、デジタル技術を活用したリスクの極小化を望むものである。

### (2) 準公金の適正な管理基準について

公金の適正な管理については、現金を取り扱う部署に対し、実地調査や指導が実施され、リスク管理が行われている。一方で公金以外の現金である、いわゆる準公金については、法令等に特段の定めがなく、事故等が発生した場合は職員及び市の管理責任が問われることから、そのリスクが懸念される。準公金の適正な取扱いの基準について早急に定められたい。